

認可地縁団体の手引き

笛吹市 総務課

目次

1	地縁による団体とは	1
2	認可地縁団体とは	1
3	申請できる団体	2
4	認可の要件	3
5	申請から認可までの大まかな流れ	4
6	認可申請に必要な書類等	5
7	認可について	7
8	認可後の手続き等	8
9	認可後に変更があった場合の届出	10
10	認可の取消と解散	11
11	認可地縁団体に係る税金	12

様式集・参考例

・認可申請書	14
・規約の参考例	15
・認可を申請することについて、総会で議決したことを 証する書類の参考例	21
・構成員名簿の参考例	22
・保有資産目録の参考例	23
・保有予定資産目録の参考例	24
・良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同生活を 現に行っていることを記載した書類の参考例	25
・申請者が代表者であることを証する書類	26
・認可地縁団体印鑑登録申請書	27
・認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	28
・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	29
・地縁団体認可告示事項証明書交付申請書	30
・告示事項変更届出書	31
・規約変更認可申請書	33

1 地縁による団体とは

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項において、地縁による団体は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。

同じ地域に住んでいる人たちが、共同して地域づくりに取り組むために、自主的に結成された自治会や町内会がこれにあたるといえます。笛吹市では自治会のことを行政区と呼んでいます。

したがって、青年団や婦人会のように性別や年齢の条件などが必要な団体や、同好会のような活動の目的が限定的に特定されている団体は、例え区域が特定されていても地縁による団体とは考えられません。

2 認可地縁団体とは

これまで、自治会、町内会等には法人格が認められていなかったため、自治会などの団体名義で不動産の登記ができませんでした。自治会、町内会等で所有する集会所等の不動産登記は、当該団体の代表者等の個人名でされていたため、当該名義人の死亡や転居等による名義変更や相続問題などの問題が生じていました。

このような問題に対処するため、平成 3 年 4 月に地方自治法の一部が改正され、一定の手続きにより自治会、町内会等が法人格を取得し、団体名義で不動産登記等を行うことが可能になりました。

このほか、認可地縁団体になることにより、契約主体が自治会等になり代表者個人への負担が軽減されるため、安心して自治会等の運営ができます。

ただし、自治会が法人格を取得しても、従来からの自治会等と同様に、住民が自主的に組織して活動するものであり、笛吹市の監視下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

3 申請できる団体

申請できる団体は「一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」で、いわゆる自治会、町内会が対象です。 以下のような団体は対象となりませんのでご注意ください。

○ **特定の目的の活動だけを行う団体**

同好会、スポーツ活動や環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体など

○ **構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体**

老人会や子ども会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など

○ **代表者が数人いる団体**

数人の役員が各自代表権を有する団体など

○ **自治会の連合組織の地縁による団体**

連合会、協議会など

4 認可の要件

次の4つの要件（地方自治法第260条の2第2項）を全て満たしている自治会などが認可の対象となります。

（1）その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること。

地域的な共同活動とは、住民相互の連絡、清掃等の環境整備活動、公民館の管理運営、防犯・防災活動など一般的な自治会活動のことです。

（2）その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

「客観的に明らかな」とは、町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。

また、飛び地については、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば対象となります。

（3）その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

構成員になることができる資格は、年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人ということです。入会の申し込みがあった場合、正当な理由なくこれを拒むことはできません。また、「相当数の者が現に構成員」とは、一般的にはその区域の住民の過半数を判断基準としています。

（4）規約を定めていること。

規約には、次の事項が定められていることが必要です。

- ア 目的
- イ 名称
- ウ 区域
- エ 主たる事務所の所在地
- オ 構成員の資格に関する事項
- カ 代表者に関する事項
- キ 会議に関する事項
- ク 資産に関する事項

5 申請から認可までの大まかな流れ

認可地縁団体の申請は以下ようになります。

(1) 行政区等で地縁団体の法人化申請について話し合い



(2) 申請することになったら、総務部総務課に事前相談



(3) 事前準備（規約等の作成、構成員名簿の準備）



(4) 認可地縁団体の設立に向けた総会を開催

- ・申請の意思決定（総会で議決、議事録の作成）
- ・規約の確定（総会で制定、改正の議決）
- ・代表者の決定
- ・構成員の確定



(5) 認可地縁団体に必要な書類を揃えて総務課に提出



(笛吹市)

- 認可要件の審査
- 市長の認可告示、認可地縁団体台帳作成
- 自治会等に認可の通知



(6) 認可地縁団体の法人格取得

6 認可申請に必要な書類等

認可申請に必要な書類等は以下のとおりです。

また、認可申請を行うことについて、自治会の中でよく話し合ってください。
認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で決議することが必要です。
必ず事前に総務課に相談して下さい。

(1) 認可申請書（様式 14 ページ）

申請は代表者が自ら行います。

また、申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

(2) 規約（参考例 15～20 ページ）

規約には、次の事項を定めてください。

- ア 目的
- イ 名称
- ウ 区域
- エ 主たる事務所の所在地
- オ 構成員の資格に関する事項
- カ 代表者に関する事項
- キ 会議に関する事項
- ク 資産に関する事項

また、次の事項も定めていることがより望ましいです。

- ケ 規約の変更に関する事項
- コ 解散に関する事項
- サ 残余財産の処分に関する事項

(3) 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類 （参考例 21 ページ）

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印があるものでよいとされています。

(4) 構成員の名簿（参考例 22 ページ）

構成員の住所・氏名を記載したもので、その自治会内の住民のうち、過半数の方の名簿が必要です。会員である場合には未成年者の氏名も記入が必要です。

(5) 保有資産目録又は保有予定資産目録（様式23、24ページ）

申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録が必要です。ただし、登記簿謄本、契約書等の添付は不要です。

(6) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（参考例25ページ）

総会資料の事業報告書や決算書等を提出してください。

(7) 申請者が代表者であることを証する書類（参考例26ページ）

申請者が代表者となることを受諾した旨の就任承諾等の申請者本人の署名、押印のあるものがが必要です。

7 認可について

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可、告示を行います。市長の告示をもって法人登記に代えることとなりますので、法務局への登記は必要ありません。（不動産登記については司法書士、法務局等にお問い合わせください。）

また、告示される内容は以下のとおりです。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 規約に定める目的
- (4) 区域
- (5) 代表者の氏名
- (6) 代表者の住所
- (7) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）
- (8) 認可年月日

※告示された内容に変更があった場合は速やかに総務課に届け出てください。

8 認可後の手続き等

認可告示後の手続きは以下のとおりです。

(1) 印鑑登録（受付：総務部総務課）

認可地縁団体の代表者等に係る印鑑（認可地縁団体印鑑）を登録することができます。認可地縁団体の代表者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参し、自ら書面により市長に申請をしてください。

<印鑑登録の申請ができる人>

認可地縁団体の代表者本人

<印鑑登録の申請に必要なもの>

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書（様式27ページ）
- ② 代表者本人の身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③ 登録する認可地縁団体の印鑑

※ただし、次に該当する場合は認可地縁団体の登録は出来ません

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの

(2) 印鑑登録の廃止（受付：総務部総務課）

登録している認可地縁団体印鑑の登録を廃止する場合、認可地縁団体の代表者は廃止をしようとする認可地縁団体の印鑑を持参し、自ら書面により市長に申請をしてください。

<印鑑登録の廃止申請ができる人>

認可地縁団体の代表者本人

<印鑑登録の廃止申請に必要なもの>

- ① 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式28ページ）
- ② 代表者本人の身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③ 廃止する認可地縁団体の印鑑
- ④ 廃止する理由を書いた書類

(3) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付（受付：総務部総務課）

認可地縁団体として登録している印鑑を証明する書類です。印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、認可地縁団体の代表者が自ら書面により市長に申請をしてください。

<印鑑登録証明書の申請ができる人>

認可地縁団体の代表者本人

<印鑑登録証明書の交付申請に必要なもの>

- ① 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式29ページ）
- ② 代表者本人の身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③ 登録している認可地縁団体の印鑑
- ④ 交付手数料 1通につき300円

(4) 告示事項証明書（受付：総務部総務課）

認可地縁団体として登録していることを証明する書類です。代表者に限らず誰でも請求することができます。

<告示事項証明書の交付申請に必要なもの>

- ① 告示事項証明書交付申請書（様式30ページ）
- ② 申請者の身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③ 交付手数料 1通につき300円

9 認可後に変更があった場合の届出

認可後に変更があった場合の手続きは以下のとおりです。

(1) 告示事項に変更があった場合（受付：総務部総務課）

認可時の告示事項に変更が生じた場合には、代表者は市長に対して届出が必要です。この届出をもとに市長は変更の告示を行います。

＜申請に必要なもの＞

- ① 告示事項変更届出書（様式 3 1 ページ）
- ② 代表者本人の身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③ 告示事項変更を総会で議決したことを証する書類

(2) 規約の内容に変更があった場合（受付：総務部総務課）

規約の変更があった場合には、代表者は市長の認可を受ける必要があります。

＜申請に必要なもの＞

- ① 規約変更認可申請書（様式 3 3 ページ）
- ② 代表者本人の身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③ 規約変更内容及び理由を記載した書類
- ④ 告示事項変更を総会で議決したことを証する書類

10 認可の取消と解散

(1) 認可の取消

認可を受けた地縁による団体が次のいずれかに該当、もしくは不正な手段によって認可を受けた時は、認可を取り消されることがあります。

- 目的を営利目的、政治目的等に変更したとき。
- 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき。
- 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき。
- 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき。
- 地縁団体の代表者、構成員または第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき。

(2) 認可地縁団体の解散

認可地縁団体が次の事項に該当する場合、団体は解散となります。

また、解散した場合は、市長に対して届け出（市長による解散告示）、および清算に伴う債権申し出の公告（官報による公告）などの手続きが必要です。

- 規約で定めた解散事由の発生
- 破産手続き廃止の決定
- 認可の取消し
- 総会の議決（規約に定めのない場合は、構成員の4分の3以上の同意が必要です。）
- 構成員が欠けたこと。（相当数未満となったとき。）

1 1 認可地縁団体に係る税金の優遇措置

認可地縁団体は、法人税、固定資産税及び不動産取得税の課税対象者となりますが、収益事業の有無により減免措置があります。(以下の表を参照)

減免措置を受けるには申請が必要になることから、収益事業の有無にかかわらず、必ず市税務課及び税務署に御連絡ください。

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人		問い合わせ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置	均等割と法人税割 課税	笛吹市税務課 市民税担当 055-262-4111
	固定資産税	固定資産税の 評価額で課税 減免措置	固定資産税の 評価額で課税 課税	笛吹市税務課 資産税担当 055-262-4111
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置	均等割と法人税割 課税	山梨県 総合県税事務所 055-261-9116
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	減免措置	不動産を取得した 時点の評価額 課税	
国税	法人税	非課税	課税	山梨税務署 0553-22-1411
	登録免許税	課税	課税	

様式集・参考例

認可申請書

年 月 日

笛吹市長

殿

許可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため許可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 許可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

規約参考例

〇〇〇自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関する事。
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備に関する事。
- (3) 集会施設の維持管理に関する事。
- (4) 区域内住民の福祉の向上、相互親睦に関する事。
- (5) その他地域の発展及び市政への協力に関する事。

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、笛吹市〇〇〇町〇〇〇100番地から200番地までの区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、笛吹市〇〇〇町〇〇〇100番地（〇〇〇集会所）に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会へ入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあつた場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなつたとき。
 - (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出されたとき。
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人

「本会の区域は、笛吹市〇〇町△△区の全域とする。」という表現も可とする。

- (2) 副会長 2人
- (3) 会計 1人
- (4) 部長 若干人
- (5) 監事 2人

2 前項に定めるもののほか、別表に定めるブロックごとの班に班長を置く。
(役員を選任)

第10条 役員(班長を除く。)は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 班長は、各班の会員の互選により選任する。
- 3 監事とその他の役員は、相互に兼ねることはできない。
(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によつてその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 部長は、各専門部の業務を処理する。
- 5 監事は、本会の会計及び資産の状況並びに会長及び副会長の業務執行の状況を監査する。
- 6 班長は、班を代表し、班内の連絡調整に当たるとともに、専門部に所属する。
(役員任期)

第12条 役員任期は、1年とする。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなくてはならない。
(専門部)

第13条 専門部は、次のとおりする。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 環境衛生部
- (4) 福利厚生部
- (5) 交通・防犯・防災部
- (6) 文化部
- (7) 体育部

第4章 総会

(総会の種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年3月に開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の 5 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があつたとき。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもつて構成する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、臨時総会の開催の請求があつたときは、その請求があつた日から起算して 30 日以内に招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の日の 5 日前までに文書をもつて通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々一個の表決権を有する。

2 前項の規程にかかわらず、次に掲げる事項について、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の 1 とする。

(1) 規約の変更及び財産処分を伴わない事業計画及び予算の決定

(書面による表決)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(3) 議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議事録署名人 2 人以上が署名・押印しなければならない。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事及び班長を除く役員をもつて構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、役員 3 分の 1 以上から会議の目的事項を記載した書面をもつて召集の請求があつたときは、その請求があつた日から起算して 15 日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的事項を記載した書面により、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。ただし、定例会その他役員が事前に周知されている等の場合は、この限りでない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもつて構成する。

(1) 財産目録に記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長の指示の下に会計が管理し、その方法は、役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合は、総会において 3 分の 2 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもつて支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受けて、毎会計年度終了後 3 月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 3 分の 2 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 8 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、許可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等の資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行について必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、設立認可のあつた日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあつた日から令和 年 月 日までとする。

別表（第9条関係）

ブロック名	対象地番	班数
A	1番地～8番地	3
B	9番地～12番地	2
C	13番地	4
D	14番地～19番地	3
E	20番地～22番地	3
F	23番地～26番地	3
G	27番地～28番地	5
H	29番地～30番地	6

**認可を申請することについて、総会で議決したことを
証する書類の参考例**

〇〇〇自治会（通常・臨時）総会議事録

1 開催の日時及び場所

令和3年4月10日 午後8時から午後10時
〇〇〇集会所

2 会員の現在数及び出席者数

会員の現在数 〇〇〇人
出席者数 〇〇〇人（うち委任状・代理による者 〇〇人）

※ 出席者が過半数に達したので総会が成立。

議長及び議事録署名人の選出（指名推薦により賛成多数により選出）

議長 〇〇 〇〇
議事録署名人 〇〇 〇〇
議事録署名人 〇〇 〇〇

3 議決事項

- (1) 地縁団体の認可申請及び規約の承認等について
- (2) 地縁団体の代表者及び役員の選出について

4 議事の経過の概要及びその結果

- (1) 地縁団体の認可申請及び規約の承認等については、原案どおり過半数の賛成があり、可決した。
- (2) 地縁団体の代表者及び役員の選出については、原案どおり過半数の賛成があり、可決した。

この議事録の写しは、原本と相違ないことを認め、署名押印する。

議長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印

構成員名簿の参考例

構成員の名簿

〇〇〇ブロック

NO	世帯主氏名	住所	世帯構成員	備考
1	笛吹 太郎	笛吹市〇〇〇町〇〇〇333 番地	一郎、次郎、三郎	班長
2	笛吹 桃子	笛吹市〇〇〇町〇〇〇444 番地 1	花子	
3				
4				
5				

ブロック世帯数 10 世帯 ブロック世帯員数 100 人

〇〇〇ブロック

NO	世帯主氏名	住所	世帯構成員	備考
1				
2				
3				
4				
5				

ブロック世帯数 10 世帯 ブロック世帯員数 100 人

〇〇〇ブロック

NO	世帯主氏名	住所	世帯構成員	備考
1				
2				
3				
4				
5				

ブロック世帯数 10 世帯 ブロック世帯員数 100 人

保有資産目録の参考例

保有資産目録

〇〇〇自治会
年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所在地
〇〇〇集会所	60.5 m ²	笛吹市〇〇〇町〇〇〇222 番地

イ 土地

地 目	面 積	所在地
宅地	60.5 m ²	笛吹市〇〇〇町〇〇〇222 番地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所在地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量

保有予定資産目録の参考例

保有予定資産目録

〇〇〇自治会
年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建物	令和4年10月1日	〇〇〇	笛吹市〇〇〇町〇〇〇222番地

3 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期
土地	地上権	令和4年10月1日

**良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な
共同活動を現に行っていることを記載した書類の参考例**

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な
共同活動を現に行っていることを記載した書類

開催年	期 日	事業名	場 所
令和3年	4月1日	通常総会	〇〇〇集会所
	5月1日	清掃活動	地域全域
	9月20日	役員会	〇〇〇集会所
	10月10日	自治会運動会	〇〇広場
	11月3日	自治会文化祭	〇〇〇集会所
	11月20日	役員会	〇〇〇集会所
	12月10日	自治会祭り	〇〇神社
令和4年	1月4日	新年会	〇〇ホテル

申請者が代表者であることを証する書類

申請者が代表者であることを証する書類

承 諾 書

私は、地方自治法第 260 条の 2 第 2 項に規定する地縁による団体の認可申請にあたり 年 月 日に開催された〇〇総会の議決に従い、〇〇〇自治会の代表者となることを承諾します。

年 月 日

住 所 笛吹市〇〇〇町〇〇〇999 番地 1
氏 名 〇〇 〇〇 印

認可地縁団体印鑑登録申請書

様式第1号(第3条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書				年 月 日
笛吹市長 様				
登録しようとする認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(資格)	()	生年月日	年 月 日
	代表者等の氏名			
代表者等の住所				
上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。				
<input type="checkbox"/> 本人住所				
申請者				
<input type="checkbox"/> 代理人氏名				
(注意事項)				
1 この申請は、本人自ら手続をしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。				
2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。				
3 「(資格)代表者等の氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。				
4 申請者欄は、本人又は代理人のいずれかにレ印を付し、申請者が代理人の場合のみ住所・氏名を記入してください。				

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

様式第5号(第3条関係)

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書					年 月 日
笛吹市長 様 廃止しようとする認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称				
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地				
	(資格)	()	個人印	生年月日	年 月 日
	代表者等の氏名				

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

本人住所
 代理人氏名

申請者

(注意事項)

- 1 この申請は、本人自ら手続をしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合は、当市において登録されている代表者等の個人の印を「(資格)代表者等の氏名」欄の氏名の次に押印してください。(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください。)
- 3 「(資格)代表者等の氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 4 申請者欄は、申請者が本人又は代理人のいずれの場合にも申請者の住所・氏名を記入してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

様式第3号(第3条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書				年 月 日
登録されている認可地縁団体印鑑 登録されている認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(資格)	()	生年月日	年 月 日
	代表者等の氏名			

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所

代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は、本人自ら手続をしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 「(資格)代表者等の氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 3 申請者欄は、申請者が本人又は代理人のいずれの場合にも申請者の住所・氏名を記入してください。

地縁団体認可告示事項証明書交付申請書

地縁団体認可告示事項証明書交付申請書

年 月 日

笛吹市長 様

請求者
住 所
氏 名

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可された下記団体の認可告示事項の証明書を交付願います。

団体の名称

事務所の所在地

代表者の資格、住所及び氏名

申請部数 通

告示事項変更届出書

年 月 日

笛吹市長

殿

地縁による団体の名称及び事務所

の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

就 任 承 諾 書

私は、地方自治法第260条の2に規定する地縁による団体
「〇〇区」の区長に選任されたので、令和 年4月1日から就
任することを承諾します。

令和 年 月 日

住 所 笛吹市〇〇町 番地

氏 名 〇 〇 〇 〇 印

〇 〇 区 御中

規約変更認可申請書

年 月 日

笛吹市長

殿

地縁による団体の名称及び事務所

の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第3項に規定する規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約の変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

～ 問合せ ～

〒406-8510 笛吹市石和町市部777
笛吹市総務部総務課総務担当

電話 055-262-4111

FAX 055-262-4115

令和4年1月作成